



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一

○平成二十九年年度狩猟免許試験の実施.....(環境局自然環境部計画課).....五

○救急医療機関の協力申出の撤回.....(福祉保健局医療政策部救急災害医療課).....六

○公有水面埋立工事のしゅん功認可(二件).....(港湾局離島港湾部管理課).....六

○公有水面埋立ての免許.....(同).....七

公告

○開発行為に関する工事完了(四件).....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課).....八

○平成二十九年年度危険物取扱者保安講習の実施.....(東京消防庁).....九

告示

●東京都告示第八百六十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年五月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区有明四丁目地内及び同区青海三丁目地先地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

●東京都告示第八百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十五日

東京都知事 小池 百合子

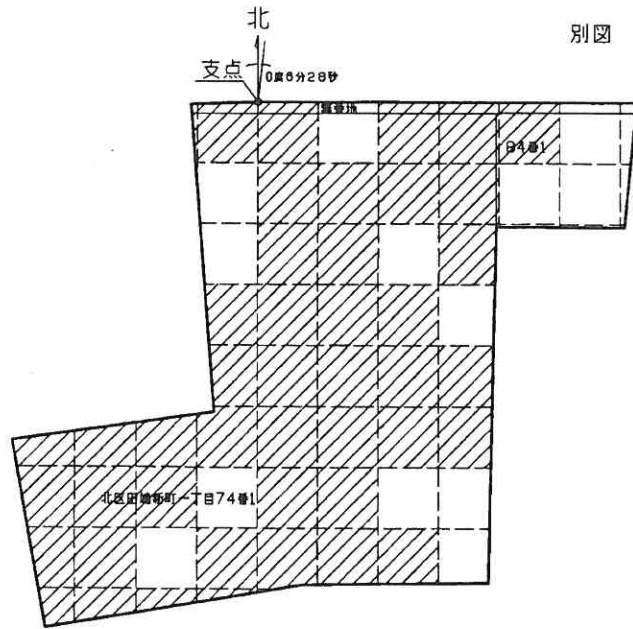
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区田端新町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - ▨: 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、世界測地系座標
X: -28947 Y: -6036
に位置する。



【格子の回転角度(0度6分28秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。